

吹田市開発事業の手續等に関する条例施行基準 改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案	関係各課
<p>(道路の境界線とみなされる線の明示)</p> <p>第4条の2</p> <p>(新設)</p>	<p>(道路の境界線とみなされる線の明示)</p> <p>第4条の2</p> <p>規則第23条第1項第8号の別に定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 道路の境界線に道路側溝、縁石等の構造物を設置する方法</p> <p>(2) 道路の境界線に擁壁等の工作物を設置する方法</p> <p>(3) 地形、周囲の土地の状況等により、前各号に定める方法によって整備することが困難であると市長が認める場合は、個別協議により定める方法</p>	<p>都市計画部 開発審査室 建築許認可担当</p>



現 行	改 正 案	関係各課
<p>(管渠 きょ 流量の算定基準、管渠の構造等)</p> <p>第6条 規則第25条第1項第7号の別に定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) . . . 中略 . . .</p> <p>(2) . . . 中略 . . .</p> <p>(3) . . . 中略 . . .</p> <p>(4) 本管の埋戻しに際し、管路の上部から30センチメートルの位置に埋設標識テープを布設すること。</p> <p>(5) . . . 中略 . . .</p> <p>(6) . . . 中略 . . .</p> <p>(7) 人孔を次に定めるところにより設置すること。</p> <p>(ア) . . . 中略 . . .</p> <p>(イ) . . . 中略 . . .</p> <p>(ウ) . . . 中略 . . .</p> <p>(エ) . . . 中略 . . .</p> <p>(オ) . . . 中略 . . .</p> <p>(カ) . . . 中略 . . .</p>	<p>(管渠 きょ 流量の算定基準、管渠の構造等)</p> <p>第6条 規則第25条第1項第7号の別に定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) . . . 中略 . . .</p> <p>(2) . . . 中略 . . .</p> <p>(3) . . . 中略 . . .</p> <p>(4) 本管の埋戻しに際し、管路の上部から30センチメートルの位置に埋設標識シートを布設すること。</p> <p>(5) . . . 中略 . . .</p> <p>(6) . . . 中略 . . .</p> <p>(7) 人孔を次に定めるところにより設置すること。</p> <p>(ア) . . . 中略 . . .</p> <p>(イ) . . . 中略 . . .</p> <p>(ウ) . . . 中略 . . .</p> <p>(エ) . . . 中略 . . .</p> <p>(オ) . . . 中略 . . .</p> <p>(カ) . . . 中略 . . .</p>	<p>下水道部 管路保全室</p>

現 行	改 正 案	関係各課
<p>(キ) (新設)</p> <p>(8) 接続柵を次に掲げる種類に応じ、それぞれ次に定めるところにより設置すること。</p> <p>ア 汚水柵</p> <p>・・・中略・・・</p> <p>(カ) 車両の通行する箇所には設置<u>できない</u>。</p> <p>・・・中略・・・</p> <p>イ 雨水柵</p> <p>(ア) <u>道路等に雨水柵を設置する場合は、原則として公道内に設置すること。</u></p> <p>(イ) ・・・中略・・・</p> <p>(ウ) <u>構造及び用途は、次の表に定めるとおりとすること。この場合において、底部に150ミリメートル以上の泥だめを設け、</u> コ</p> <p>ンクリート製とすること。</p>	<p>(キ) 次に定める路線の車道部で人孔蓋を設置する場合は、吹田市</p> <p><u>下水道用次世代型マンホール蓋を使用すること。</u></p> <p>(a) 緊急交通路（広域、地域）・避難路</p> <p>(b) 都市計画道路</p> <p>(c) バス路線（コミュニティバス含む。）</p> <p>(d) 車道幅員が5.5メートル以上でセンターラインがある路線</p> <p>(e) その他、市長が必要と認める路線</p> <p>(8) 接続柵を次に掲げる種類に応じ、それぞれ次に定めるところにより設置すること。</p> <p>ア 汚水柵</p> <p>・・・中略・・・</p> <p>(カ) 車両の通行する箇所には設置<u>しないこと。</u></p> <p>・・・中略・・・</p> <p>イ 雨水柵</p> <p>(ア) <u>原則として公道内に設置すること。</u></p> <p>(イ) ・・・中略・・・</p> <p>(ウ) <u>道路等に雨水柵を設置する場合の構造及び用途は、次の表に定めるとおりとし、</u> 底部に150ミリメートル以上の泥だめを</p> <p>設け、コンクリート製とすること。</p>	<p>下水道部 管路保全室</p>

現 行				改 正 案				関係各課
(道路等に設置する場合)				(道路等に設置する場合)				下水道部 管路保全室
名 称	Aタイプ雨水枡から Fタイプ雨水枡	Gタイプ雨水枡	Hタイプ雨水枡	名 称	Aタイプ雨水枡から Fタイプ雨水枡	Gタイプ雨水枡	Hタイプ雨水枡	
形状・寸法	吹田市型 (別図8、9、10)	吹田市型 (別図11)	吹田市型 (別図11)	形状・寸法	吹田市型 (別図8、9、10)	吹田市型 (別図11)	吹田市型 (別図11)	
用 途	取付管の内径が150mmまたは200mmの場合及び内寸が300mmまでのU型側溝の場合に使用	取付管の内径が150mmまたは200mmの場合は200mmの場合及びL型側溝の場合に使用	取付管の内径が150mmまたは200mmの場合及び単独で設置する場合に使用	用 途	取付管の内径が150mmまたは200mmの場合及び内寸が300mmまでのU型側溝の場合に使用	取付管の内径が150mmまたは200mmの場合は200mmの場合及びL型側溝の場合に使用	取付管の内径が150mmまたは200mmの場合及び単独で設置する場合に使用	
(敷地内に設置する場合)				(敷地内に設置する場合)				
名 称	φ600mm雨水枡	φ750mm雨水枡	φ900mm雨水枡	(エ) 道路等に雨水枡を設置する場合の蓋は、原則吹田市型グレーチング蓋（ピンヒンジの付いたものに限る。）（別図12）を使用すること。				
形状・寸法	φ600組立人孔 (円形で内径が60cmのもの)	0号組立人孔 (円形で内径が75cmのもの)	1号組立人孔 (円形で内径が90cmのもの)					
用 途	枡深1.0m未満のもので取付管内径が300mm未満の場合	枡深1.0m以上のもので取付管内径が300mm未満の場合	取付管の内径が300mm以上600mm未満の場合					

現 行	改 正 案				関係各課															
<p>(エ) 蓋は、道路等に設置する場合は、原則吹田市型グレーチング蓋（ピンヒンジの付いたものに限る。）（別図12）を使用し、敷地内に設置する場合は、吹田市型ダクタイトイル鋳鉄製人孔蓋（雨水用）を使用すること。</p> <p>(オ)（新設）</p>	<p>(オ) 敷地内に雨水枡を設置する場合の構造及び用途は、次の表に定めるとおりとし、底部に150ミリメートル以上の泥だめを設けること。ただし、小口径塩化ビニル雨水枡については、底部にインバートを設け、泥だめを設けないこと。</p> <p>(敷地内に設置する場合)</p> <table border="1" data-bbox="1008 651 1881 1348"> <thead> <tr> <th data-bbox="1008 651 1064 750">名称</th> <th data-bbox="1064 651 1321 750">小口径塩化ビニル 雨水枡</th> <th data-bbox="1321 651 1505 750">φ600mm 雨水枡</th> <th data-bbox="1505 651 1693 750">φ750mm 雨水枡</th> <th data-bbox="1693 651 1881 750">φ900mm 雨水枡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1008 750 1064 1114">形状・寸法</td> <td data-bbox="1064 750 1321 1114">日本下水道協会規格 (J S W A S K - 7 ) に適合した硬質塩化ビニル製(円形で内径が20cmのもの) (別図26)</td> <td data-bbox="1321 750 1505 1114">φ600組立人孔 (円形で内径が60cmのもの)</td> <td data-bbox="1505 750 1693 1114">0号組立人孔 (円形で内径が75cmのもの)</td> <td data-bbox="1693 750 1881 1114">1号組立人孔 (円形で内径が90cmのもの)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1008 1114 1064 1348">用途</td> <td data-bbox="1064 1114 1321 1348">枡深1.2m以下で取付管の内径が150mmの場合</td> <td data-bbox="1321 1114 1505 1348">枡深1.0m未満のもので取付管内径が300mm未満の場合</td> <td data-bbox="1505 1114 1693 1348">枡深1.0m以上のもので取付管の内径が300mm未満の場合</td> <td data-bbox="1693 1114 1881 1348">取付管の内径が300mm以上600mm未満の場合</td> </tr> </tbody> </table>				名称	小口径塩化ビニル 雨水枡	φ600mm 雨水枡	φ750mm 雨水枡	φ900mm 雨水枡	形状・寸法	日本下水道協会規格 (J S W A S K - 7 ) に適合した硬質塩化ビニル製(円形で内径が20cmのもの) (別図26)	φ600組立人孔 (円形で内径が60cmのもの)	0号組立人孔 (円形で内径が75cmのもの)	1号組立人孔 (円形で内径が90cmのもの)	用途	枡深1.2m以下で取付管の内径が150mmの場合	枡深1.0m未満のもので取付管内径が300mm未満の場合	枡深1.0m以上のもので取付管の内径が300mm未満の場合	取付管の内径が300mm以上600mm未満の場合	<p>下水道部 管路保全室</p>
名称	小口径塩化ビニル 雨水枡	φ600mm 雨水枡	φ750mm 雨水枡	φ900mm 雨水枡																
形状・寸法	日本下水道協会規格 (J S W A S K - 7 ) に適合した硬質塩化ビニル製(円形で内径が20cmのもの) (別図26)	φ600組立人孔 (円形で内径が60cmのもの)	0号組立人孔 (円形で内径が75cmのもの)	1号組立人孔 (円形で内径が90cmのもの)																
用途	枡深1.2m以下で取付管の内径が150mmの場合	枡深1.0m未満のもので取付管内径が300mm未満の場合	枡深1.0m以上のもので取付管の内径が300mm未満の場合	取付管の内径が300mm以上600mm未満の場合																

現 行	改 正 案	関係各課
<p>(カ) (新設)</p> <p>(キ) (新設)</p> <p>(ク) 新設</p> <p>(ケ) 新設</p>	<p>(カ) 敷地内に雨水柵を設置する場合の蓋は、吹田市型ダクタイ ル鋳鉄製人孔蓋（雨水用）を使用すること。ただし、小口径塩化 ビニル雨水柵用蓋については、雨水が流入する構造の蓋又は空気 の圧力を逃がすための孔を有する蓋とし、硬質塩化ビニル製の吹 田市章および「雨水」標記入り耐荷重2トンのものを使用するこ と。</p> <p>(キ) 小口径塩化ビニル雨水柵は、車両の通行する箇所には設置 しないこと。</p> <p>(ク) 小口径塩化ビニル雨水柵立上り管の流入管接続の削孔は、 製品の強度不足防止のため1部材につき2箇所までとする。また 「くら型継手」を使用する場合は、くら部分が重ならないよう留 意すること。</p> <p>(ケ) 小口径塩化ビニル雨水柵で上記に定めのないものは、社団 法人日本下水道協会発行の「J S W A S K-7 下水道用硬質 塩化ビニル製ます」に準拠すること。</p>	<p>下水道部 管路保全室</p>

現 行	改 正 案	関係各課
<p>(9) 取付管を次に定めるところにより設置すること。</p> <p>ア 本管に対して直角に布設すること。</p> <p>イ 本管取付部は、本管に対して60度又は90度とすること。</p> <p>ウ 勾配は、10パーミル以上とすること。</p> <p>エ 本管の中心角より上方に取り付けること。</p> <p>オ 管径は150ミリメートル以上とし、管の種別は硬質塩化ビニル管とし、支管及び砂付短管を用いること。</p> <p><u>カ</u> (新設)</p>	<p>(9) 取付管を次に定めるところにより設置すること。</p> <p>ア 本管に対して直角に布設すること。</p> <p>イ 本管取付部は、本管に対して60度又は90度とすること。</p> <p>ウ 勾配は、10パーミル以上とすること。</p> <p>エ 本管の中心角より上方に取り付けること。</p> <p>オ 管径は150ミリメートル以上とし、管の種別は硬質塩化ビニル管とし、支管及び砂付短管を用いること。</p> <p><u>カ 取付管の埋戻しに際し、管路の上部から30センチメートルの位置に埋設標識シートを布設すること。</u></p>	<p>下水道部 管路保全室</p>



現 行	改 正 案	関係各課
<p>(雨水流出抑制施設の構造等)</p> <p>第8条 規則第25条第3項第3号の別に定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 雨水貯留型施設の構造等</p> <p>ア 洪水調整方式は、原則として自然放流方式とすること。</p> <p>イ 貯留型施設は、流出係数0.2、時間当たり降雨量を17、28、90、28、12ミリメートル、余裕率1.2、とし、5時間雨量を貯留する<u>能力を有すること。</u></p> <p>ウ ……中略…</p> <p>エ ……中略…</p> <p>オ ……中略…</p> <p>カ ……中略…</p> <p>キ ……中略…</p> <p>(2) ……中略…</p>	<p>(雨水流出抑制施設の構造等)</p> <p>第8条 規則第25条第3項第3号の別に定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 雨水貯留型施設の構造等</p> <p>ア 洪水調整方式は、原則として自然放流方式とすること。</p> <p>イ 貯留型施設は、流出係数0.2、時間当たり降雨量を17、28、90、28、12ミリメートル、余裕率1.2、とし、5時間雨量を貯留する<u>能力を有することとし、貯留容量は次式により算定すること。</u></p> <p><u><math>V = 10R \times A \times f \times 1.2</math></u></p> <p><u>V 貯留容量 (単位 立方メートル)</u></p> <p><u>R 降雨量 (175ミリメートル)</u></p> <p><u>A 対象面積 (単位 ヘクタール)</u></p> <p><u>f 流出係数 (0.2)</u></p> <p>ウ ……中略…</p> <p>エ ……中略…</p> <p>オ ……中略…</p> <p>カ ……中略…</p> <p>キ ……中略…</p> <p>(2) ……中略…</p>	<p>下水道部 管路保全室</p>

現 行	改 正 案	関係各課
<p>(消防水利の構造等)</p> <p>第10条 規則第26条第1項第4号に基づく基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) . . . 中略 . . .</p> <p>(2) . . . 中略 . . .</p> <p>(3) . . . 中略 . . .</p> <p>ア 防火水槽</p> <p>(ア) . . . 中略 . . .</p> <p>(イ) 吸管投入孔は2箇所設け、吸管投入孔の開口部には吹田市指定の鉄蓋を設置することとし、市に帰属又は市が寄附を受けることとなる公園等の用に供する土地に設置する防火水槽にあっては、親子蓋の設置とする。構造は別図26のとおりとする。</p> <p>(ウ) . . . 中略 . . .</p> <p>. . . 中略 . . .</p> <p>(サ) . . . 中略 . . .</p> <p>(シ) 標識板は、別図27により設置すること。</p> <p>(ス) 区画表示は、必要に応じ別図28の例示により行うこと。</p> <p>(セ) . . . 中略 . . .</p> <p>イ 消火栓</p> <p>(ア) . . . 中略 . . .</p> <p>(イ) 地下式消火栓の表示は、別図28の例示により行うこと。</p> <p>(ウ) 消火栓から5.0メートル以内に必要に応じ別図28の標識板を設置すること。なお、設置方法は、防火水槽の標識板の場合に準ずるものとする。</p>	<p>(消防水利の構造等)</p> <p>第10条 規則第26条第1項第4号に基づく基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) . . . 中略 . . .</p> <p>(2) . . . 中略 . . .</p> <p>(3) . . . 中略 . . .</p> <p>ア 防火水槽</p> <p>(ア) . . . 中略 . . .</p> <p>(イ) 吸管投入孔は2箇所設け、吸管投入孔の開口部には吹田市指定の鉄蓋を設置することとし、市に帰属又は市が寄附を受けることとなる公園等の用に供する土地に設置する防火水槽にあっては、親子蓋の設置とする。構造は別図27のとおりとする。</p> <p>(ウ) . . . 中略 . . .</p> <p>. . . 中略 . . .</p> <p>(サ) . . . 中略 . . .</p> <p>(シ) 標識板は、別図28により設置すること。</p> <p>(ス) 区画表示は、必要に応じ別図29の例示により行うこと。</p> <p>(セ) . . . 中略 . . .</p> <p>イ 消火栓</p> <p>(ア) . . . 中略 . . .</p> <p>(イ) 地下式消火栓の表示は、別図29の例示により行うこと。</p> <p>(ウ) 消火栓から5.0メートル以内に必要に応じ別図29の標識板を設置すること。なお、設置方法は、防火水槽の標識板の場合に準ずるものとする。</p>	<p>消防本部 警防救急室</p>

現 行	改 正 案	関係各課
<p>(一戸建て住宅及び長屋の敷地面積の最低限度の緩和等)</p> <p>第15条</p> <p>1 規則第31条第2項第4号の敷地面積の最低限度についての別に定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) . . . 中略 . . .</p> <p>(2) . . . 中略 . . .</p> <p>(3) . . . 中略 . . .</p> <p>2 . . . 中略 . . .</p> <p>3 . . . 中略 . . .</p> <p>4 . . . 中略 . . .</p> <p>5 規則第31条第2項第4号の家族向住戸の専有部分の平均面積についての別に定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>. . . 以下略 . . .</p>	<p>(一戸建て住宅及び長屋の敷地面積の最低限度の緩和等)</p> <p>第15条</p> <p>1 規則第31条第2項第3号の敷地面積の最低限度についての別に定める基準は、次のとおりとする。<u>ただし、本項における事業区域は一団の土地（1の建築物の敷地であった土地その他一体的な利用がなされていた土地及び所有者が同一であった土地をいう。）又は隣接した土地であって、分割または区画を分ける事業を行う区域をいう。</u></p> <p>(1) . . . 中略 . . .</p> <p>(2) . . . 中略 . . .</p> <p>(3) . . . 中略 . . .</p> <p>2 . . . 中略 . . .</p> <p>3 . . . 中略 . . .</p> <p>4 . . . 中略 . . .</p> <p>5 規則第31条第2項第3号の家族向住戸の専有部分の平均面積についての別に定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>. . . 以下略 . . .</p>	<p>都市計画部 開発審査室 開発条例担当</p>

現 行	改 正 案	関係各課
<p>(駐車施設の整備)</p> <p>第16条</p> <p>1 . . . 中略 . . .</p> <p>2 <u>規則第34条第1項第7号ただし書の規定により同号本文の車路の幅員の基準を適用しない場合は、家族向住戸の戸数が1戸以下又は敷地面積が1,000平方メートル未満の共同住宅であり、かつ、路面の表示等により通行の安全上支障がない場合とする。</u></p> <p>3 . . . 中略 . . .</p> <p>4 . . . 中略 . . .</p> <p>5 . . . 中略 . . .</p> <p>6 . . . 中略 . . .</p> <p>7 . . . 中略 . . .</p> <p>8 . . . 中略 . . .</p> <p>9 第3項から前項までに規定する場合の2以上に該当する場合における駐車施設の設置の基準は、別に定める。</p>	<p>(駐車施設の整備)</p> <p>第16条</p> <p>1 . . . 中略 . . .</p> <p>2 <b>削除</b></p> <p>2 . . . 中略 . . .</p> <p>3 . . . 中略 . . .</p> <p>4 . . . 中略 . . .</p> <p>5 . . . 中略 . . .</p> <p>6 . . . 中略 . . .</p> <p>7 . . . 中略 . . .</p> <p>8 第2項から前項までに規定する場合の2以上に該当する場合における駐車施設の設置の基準は、別に定める。</p> <p>9 <b>規則第34条第4項の市長が別に定める設備を使用する駐車施設は、スライド式や二段ラック式等の自動二輪車用及び原動機付自転車又は自転車用の駐車施設とする。</b></p>	<p>土木部 総務交通室</p>

現 行	改 正 案	関係各課
<p>附 則</p> <p>この基準は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この基準は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 令和5年3月31日改正後の第6条及び第8条の規定は、令和5年7</u> <u>月1日から施行する。</u></p>	